作成日：2017 年 01 月 05 日
改訂日：2024 年 07 月 01 日

安 全 デ ー タ シ ー ト

1. 製品及び会社情報

製品の名称:ショーボンド クリアトップシンナー
会 社 名:ショーボンドマテリアル株式会社
住 所:埼玉県川越市芳野台2－8－10
担 当 部 門:品質保証課
電 話 番 号:049-225-5611 F A X:049-225-5616
緊急連絡先:品質保証課 電 話 番 号:049-225-5611
整 理 番 号:クリアトップシンナー -04

推奨用途及び使用上の制限:工業用、所定の用途以外には使用しないこと

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性:	引火性液体	区分2
健康に対する有害性:	急性毒性(吸入:蒸気)	区分4
	皮膚腐食性／刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1A 授乳に対する，又は授乳を介した影響に関する追加区分
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(中枢神経系，呼吸器系，肝臓，腎臓) 区分3(気道刺激性，麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(中枢神経系，腎臓，聴覚器，神経系，呼吸器系)
環境に対する有害性:	水生環境有害性 短期(急性)	区分1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分2

※記載なきGHS分類区分:区分に該当しない／分類できない

GHSラベル要素

絵表示またはシンボル

注意喚起語: 危険

危険有害性情報:

H225 引火性の高い液体および蒸気
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気またはめまいのおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ

H370 臓器(中枢神経系, 呼吸器系, 肝臓, 腎臓)の障害
H372 長期にわたる, または反復ばく露による臓器(中枢神経系, 腎臓, 聴覚器, 神経系, 呼吸器系)の障害
H400 水性生物に非常に強い毒性
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

予防策: 熱／火花／裸火／高温のもの のような着火源から遠ざけること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
屋外または換気の良い場所で使用すること。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
取り扱い後はよく手を洗うこと。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
粉塵／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
環境への放出を避けること。

対応: 火災の場合には、消火に粉末／炭酸ガス／泡消火器を使用すること。
眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
皮膚に付着した場合:多量の水と石けんで洗うこと。
汚染された衣類は直ちに脱ぎ、再使用する場合は洗濯すること。
吸入した場合:空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。
下記の場合は直ちに医師の診断／手当を受けて下さい。
眼に入った場合、飲み込んだ場合、皮膚刺激が生じた場合、気分が悪い場合、身体上の異常が生じた場合、暴露または暴露の懸念がある場合。
漏出物を回収すること。

保管 容器を密閉し、換気の良い冷暗所で、施錠するなど関係者以外が立ち入れないような管理された場所で保管すること。

廃棄 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に、業務委託し廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物
化学名又は一般名 : シンナー

化学名又は一般名 (成 分)	官報公示整理番号 化審法	CAS No.	濃度又は 濃度範囲(含有量%)
トルエン	(3)-2、(3)-60	108-88-3	45
エチルベンゼン	(3)-28、(3)-60	100-41-4	26
キシレン	(3)-3、(3)-60	1330-20-7	19
酢酸ブチル	(2)-731	123-86-4	1～5
酢酸エチル	(2)-726	141-78-6	1～5

4. 応急処置

目に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄をつづけること。直ちに眼科医の診断を受ける。

皮膚に付着した場合: 布で素早く拭き取り、多量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚刺激、または、発疹が生じた場合は、医師の診断を受ける。

吸入した場合: 直ちに空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合: 直ちに水で口をすすぎ、医師の診断を受ける。

5．火災時の措置

消火剤:	粉末、炭酸ガス、泡。
使ってはならない消火剤:	冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。
特有の消火方法:	可燃性のものを周囲から取り除く。消火活動は風上から消火する。 高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
消火を行うものの保護:	消火作業の際は、必ず耐熱性着衣などを着用する。

6．漏出時の措置

人体に対する注意事項:	保護具及び緊急時措置:直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離すること。関係者以外の立ち入りを禁止すること。 作業者は適切な保護具(手袋、保護眼鏡等)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避けること。風上に留まること。低地から離れること。
環境に対する注意事項:	河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。 大量の流出には盛り土などで囲って流出を防止する。
回収・中和:	土砂等(の不燃物)で囲みビニールシート等でおおい、蒸気の発生を抑えながら回収する。
封じ込み及び浄化の方法・機材:	拡散を防止し、流出物をすくい取るか、又は、ウェス等を使用して空容器に回収する。
二次災害の防止策:	付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除き、火災の発生を防ぐ。 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。 関係箇所に通報し応援を求める。

7．取扱い及び保管上の注意

取扱い　:

技術的対策:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用すること。
局所排気・全体換気:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なうこと。
安全な取り扱い注意事項:	周辺で火気の使用、発生のないこと。 使用前にショーボンドマテリアルホームページ「樹脂製品の取り扱いについて」「樹脂製品を安全にご利用いただくために」を必ず参照すること。 ホームページアドレス:https://www.sb-material.co.jp/resin/download.html すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 粉じん、ヒュームを吸入しないこと。 屋外又は換気の良い区域のみで使用すること。 取扱い後は、よく手を洗うこと。
接触回避:	「10.安定性及び反応性」を参照。

保管　:

技術的対策:	保管場所には、危険物を貯蔵し取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
保管条件:	日光の直射を避けて保管する。 火気、熱源から離して保管する。 容器を密閉して換気の良いところで保管すること。 施錠して保管すること。
混色禁止物質:	「10. 安定性及び反応性」を参照。
容器包装材料:	金属製で密閉可能な容器。

8．暴露防止及び保護措置

許容濃度（ＡＣＧＩＨ）参照先：https://www.acgih.org/

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
酢酸エチル	200ppm	200ppm(720mg/m^3)	設定あり
酢酸ブチル	150ppm	100ppm(475mg/m^3)	設定あり
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m^3)(皮)	設定あり
エチルベンゼン	20ppm	暫定値 20ppm	設定あり

		(87mg/m^3)(皮)	
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m^3)	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
酢酸エチル	未設定	未設定
酢酸ブチル	未設定	未設定
トルエン	未設定	未設定
エチルベンゼン	未設定	未設定
キシレン	未設定	未設定

設備対策： 換気の悪い場所では局所排気装置等の排気のための装置を設置する。
電気機器は防爆構造とする。
取扱い場所の近くには、洗顔、身体洗浄のための設備を設ける。

保護具
呼吸器の保護具： 有機ガス用防毒マスク 送気マスク
手の保護具： 不浸透性の保護手袋
目の保護具： 保護メガネ
皮膚及び身体の保護具： 不浸透性の作業衣および保護具を着用する。

9．物理的および化学的性質

物理的状態、形状等:	液体
色 :	無色
臭い:	溶剤臭
融点／凝固点:	データなし
沸点,初留点及び沸騰範囲:	データなし
可燃性:	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界:	データなし
引火点:	8℃
自然発火温度:	データなし
分解温度:	データなし
pH:	データなし
動粘性率:	データなし
溶解度:	データなし
n-オクタノール／水分配係数(log値):	データなし
蒸気圧:	データなし
密度及び／又は相対密度:	0.82-0.92g/cm^3
相対ガス密度:	データなし
粒子特性:	データなし
その他情報:	データなし

１０．安定性および反応性

反応性:	引火性の高い液体及び蒸気。
化学的安定性:	通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性:	通常の使用条件下において、危険な反応は全く知られていない。
避けるべき条件:	高温面との接触を避ける。熱。炎や火花の禁止発火源をすべて断つ。
混触危険物質:	データなし
危険有害な分解生成物:	通常の使用条件及び保管条件下において、有害な分解生成物は生成されない。

１１．有害性情報

急性毒性:	経口:	分類できない
	経皮:	分類できない
	吸入(気体):	分類できない
	吸入(蒸気):	吸入すると有害

吸入(粉じん・ミスト):	分類できない
皮膚腐食性／刺激性:	皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性:	強い眼刺激
呼吸器感作性:	分類できない
皮膚感作性:	分類できない
生殖細胞変異原性:	分類できない
発がん性:	発がんのおそれの疑い
生殖毒性:	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
特定標的臓器毒性(単回ばく露):	臓器の障害（中枢神経系，呼吸器系，肝臓，腎臓） 眠気又はめまいのおそれ 呼吸器への刺激のおそれ
特定標的臓器毒性(反復ばく露):	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（中枢神経系，腎臓，聴覚器，神経系，呼吸器系）
誤えん有害性:	分類できない

１２．環境影響情報

水生環境有害性　短期(急性)	水生生物に非常に強い毒性
水生環境有害性　長期(慢性)	長期継続的影響によって水生生物に毒性
生態毒性:	水生生物に非常に強い毒性、長期継続的影響によって水生生物に毒性。
残留性・分解性:	データなし。
生体蓄積性:	データなし。
土壌中の移動性:	データなし。
オゾン層への有害性:	分類できない

１３．廃棄上の注意

塗料・容器等の廃棄物は、許可を受けた産廃物処理業者と契約して処理する。
容器、機械装置等を洗浄した排液等を、地面や排水溝へ流さないこと。
排水処理・焼却等により発生した廃棄物についても“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び関係する法規に従って処理するか業者に委託する。
廃塗料等を焼却する場合、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ処理する。または焼却炉の火室への噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
特定管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
塗料製品、廃塗料などは、悪臭防止法の悪臭物質に該当するので、廃棄にはこの法規に準じて行う。
環境に配慮し、空容器は内容物を完全に除去後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。

１４．輸送上の注意

注意事項

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷のないように積込み、荷崩れの防止を確実に行う。

国内規制

陸上輸送：消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法による。
海上輸送：船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空輸送：航空法に定められている運送方法に従う。
国連分類：クラス３
国連番号：１２６３

１５．適用法令

労働安全衛生法:	特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規

則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号）
エチルベンゼン
第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）
キシレン
トルエン
酢酸エチル
酢酸ノルマルーブチル
作業環境評価基準（法第65条の2第1項）
エチルベンゼン
キシレン
トルエン
酢酸エチル
酢酸ノルマルーブチル
名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）
エチルベンゼン （政令番号 ：70）
キシレン （政令番号 ：136）
トルエン （政令番号 ：407）
酢酸エチル （政令番号 ：177）
酢酸ブチル （政令番号 ：181）
【改正後 令和7年4月1日以降】
名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2）
エチルベンゼン （政令番号 ：247）
健康障害防止指針公表物質（法第28条第3項・厚労省指針公示）
エチルベンゼン
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）
エチルベンゼン （政令番号 ：70）
キシレン （政令番号 ：136）
トルエン （政令番号 ：407）
酢酸エチル （政令番号 ：177）
酢酸ブチル （政令番号 ：181）
【改正後 令和7年4月1日以降】
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2）
エチルベンゼン（政令番号 ：247）
特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第38条3）
エチルベンゼン
皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質（安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧）
キシレン
トルエン
特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質（令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧）
エチルベンゼン

毒物及び劇物取締法: 非該当

化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）: 第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）
エチルベンゼン （管理番号 ：53）(26%)
キシレン （管理番号 ：80）(19%)
トルエン （管理番号 ：300）(45%)

消防法: 第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体（法第2条第7項危険物別表第1・第4類）

１６．その他の情報

注意事項：本データは、工業的な一般的取扱いに際しての、安全な取扱いについて最新の情報を集め、記載したものですが、必ずしも充分とはいえないので取扱いには充分注意して下さい。
新たな情報を入手した場合は、追加または改訂されることがあります。
本製品の取扱いに記載されている以外の他の化学物質を混ぜたり、特殊な条件で使用するときは、ユーザーが安全性の評価を実施してください。

参考文献

1）ＧＨＳに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場の表示及び安全データシート（ＳＤＳ）：ＪＩＳ Ｚ ７２５３：２０１９）
2）製品安全データシートの作成指針　平成１８年５月（社団法人　日本化学工業協会）
3）ＧＨＳ分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
4）原材料／製品メーカＳＤＳ